

自主的避難等対象区域（二本松市）に居住し、同市の農家に勤務していたが、原発事故で勤務先が廃業したことに伴って、平成24年12月に県外の同種農家に転職することとなり、新たな勤務先付近に転居した申立人父及びその家族である申立人母子らについて、上記転居に伴って生じた交通費、家財道具購入費、住居関連費（清掃費用、仲介手数料、損害保険料、賃料増加分）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 就労不能損害（申立人X1分）
- (2) 就労不能の追加的費用（交通費）
- (3) 就労不能の追加的費用（家財道具購入費）
- (4) 就労不能の追加的費用（住居関連費）

2 期 間 平成24年3月14日から平成25年12月末日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金907,960円の支払義務があることを確認する。

(内訳)

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 就労不能損害（申立人X1分） | 85,000円 |
| (2) 就労不能の追加的費用（交通費） | 213,000円 |
| (3) 就労不能の追加的費用（家財道具購入費） | 238,460円 |
| (4) 就労不能の追加的費用（住居関連費） | 371,500円 |

第3 支払方法

(省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、第1項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年9月15日

（仲介委員 寺崎京）